

一般社団法人日本筋膜マニピュレーション協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本筋膜マニピュレーション協会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、イタリアの Luigi Stecco 氏が創設した徒手理学療法技術である「Fascial Manipulation (筋膜マニピュレーション)」の学術知識・技術を普及させることを目的として次の事業を行う。

- (1) 会員に対する講習会の開催
- (2) 会員による学術集会の開催
- (3) 前各号に附帯する一切の事業

(主たる事業所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事業所を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、機関として社員総会及び理事のみを置き、理事会、監事等は設置しない。

第2章 会員及び社員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- ①特別会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- ②普通会員 当法人の事業に参加するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 特別会員又は普通会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会金及び会費を添えて、当法人所定の様式による入会申込み書により入会の申込みをし、社員総会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費（一般法人法第27条の経費を含む。）を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、当法人において別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会するこ

とができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって当該会員を除名することができる。

- ①本定款その他の規則に違反したとき
- ②当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- ③その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①会費の納入が継続して2年間なされなかったとき
- ②総社員が同意したとき
- ③当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。特別会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員及び社員の氏名又は名称、住所及び代表者を記載した「会員・社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。会員・社員名簿をもって一般法人法第31条の社員名簿を兼ねる。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員・社員名簿に記載した住所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(種 類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構 成)

第15条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議事項)

第16条 社員総会は一般法人法に規定する事項、法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要あるときに随時これを開催する。

(招集手続)

第18条 社員総会を招集するには、社員総会の日の前3日までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事の過半数をもって定めた順序により、他の理事が招集する。

2 社員総会において、代表理事が議長となる。ただし、代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事の過半数をもって定めた順序により他の理事が議長となる。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項に定める特別決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第21条 社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、社員総会ごとに代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第22条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成する。2 議長及び出席した理事の中からその総会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(理事の員数)

第23条 当法人の理事は1名以上とする。

(理事の選任及び解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事の選任は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他一定の特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 理事の解任は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(理事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の残存期間と同一とする。

(代表理事及び役付理事)

第26条 当法人に理事が2名以上いるときは、社員総会の決議により代表理事1名を定めるものとする。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。
- 3 社員総会の決議により、理事の中から必要に応じて専務理事及び常務理事各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第27条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益については、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第29条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。ただし、当該事業年度開始日から社員総会で承認を受けるまでは、理事の過半数の決定に基づき直前の事業年度の予算に準じて業務を執行することができる。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第30条 理事は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書(以下「計算書類」という。)ならびに事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- 2 前項の計算書類については、社員総会の承認を受け、事業報告については、理事がその

内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(剰余金の分配を行わない定め)

第31条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章 事務局

(事務局の設置)

第32条 当法人の事務を処理するため、社員総会の決議により、事務局を設け、事務局長及び職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員の任免は、社員総会の承認を受けた上で、代表理事が行うものとする。
- 3 理事は事務局長を兼ねることができる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 当法人の定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。

(解散)

第34条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由による他、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解散することができる。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第36条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

千葉県松戸市新松戸三丁目1番地の2プライヴ401号

設立時社員 小川 大輔

東京都豊島区上池袋一丁目32番20-511号

設立時社員 竹井 仁

東京都港区赤坂六丁目19番50-203号

設立時社員 半田 学

(設立時役員)

第37条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	小川 大輔
設立時理事	竹井 仁
設立時理事	半田 学
設立時理事	吉田 篤史
設立時理事	川本 智代
設立時理事	田島 嘉人
設立時理事	永井 秀幸
設立時理事	高山 明美
設立時理事	菅原 和侑
設立時代表理事	小川 大輔

(法令の準拠)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本筋膜マニピュレーション協会を設立するため、下記設立時社員 の定款作成代理人である司法書士 羽田 悦朗は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。
平成29年4月18日

千葉県松戸市新松戸三丁目1番地の2プライヴ401号
設立時社員 小川 大輔

東京都豊島区上池袋一丁目32番20-511号
設立時社員 竹井 仁

東京都港区赤坂六丁目19番50-203号
設立時社員 半田 学

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都千代田区内神田一丁目15番8号
司法書士 羽田 悦朗